

審決取消請求事件

[平成26年7月17日判決（知財高裁） 平成25年\(行ケ\)第10242号](#)

キーワード：阻害要因／課題の共通性

担当 弁理士 須藤淳

1. 事案の概要

被告が、原告の本件特許に対し、平成24年6月19日、特許無効審判（無効2012-800105）を請求したところ、特許庁が審決の予告をしたため、原告が訂正請求を行った。これに対し、特許庁が同25年7月23日、訂正を認めた上で無効とする旨の審決をしたので、原告が本件審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称：照明装置

登録番号：特許第4457100号

出願日：平成18年11月14日

登録日：平成22年2月12日

4. 本件発明（訂正後の発明）

所定方向に並設された複数のLEDと、各LEDの並設方向に延びるように設けられた集光レンズとを備え、各LEDの光が集光レンズを通過して集光レンズから所定の距離だけ離れた位置であって前記LEDの並設方向に撮像範囲の長手を有するように配置されたラインセンサカメラの撮像位置に線状に集光し、これにより前記撮像位置を照明しこれをラインセンサカメラで撮像するように構成されたラインセンサカメラ撮像位置照明用の照明装置において、

この照明装置は、前記各LEDから前記集光位置までの光の経路中に光を主に各LEDの並設方向に拡散させる拡散レンズを備えると共に、前記集光レンズの各LED側の面によって受光レンズ部が形成され、

受光レンズ部を、各LED側に凸面状に形成するとともに各LEDの並設方向に延びるように形成し、各LEDにおいて他の照射角度範囲よりも光の照射量を多くした所定の照射角度範囲から照射される光を受光可能に配置し、

前記拡散レンズを、前記光の経路と交差する所定の面上に延びるように設けられた透明な基板と、該透明な基板の厚さ方向一方の面上に並ぶように設けられた複数の凸レンズ部から形成し、各凸レンズ部を、各LEDの並設方向への曲率半径が各LEDの並設方向と直交する方向への曲率半径よりも小さい曲面状に形成し、

前記各凸レンズ部を、互いに近傍に配置された凸レンズ部同士で各LEDの並設方向への曲率半径が異なるように形成し、これにより、光を前記複数の凸レンズ部のそれぞれの曲率に応じてLEDの並設方向に屈折させて前記拡散を行う

ことを特徴とするラインセンサカメラ撮像位置照明用の照明装置。

5. 争点

甲16発明に甲17発明を適用することが当業者にとって容易想到であるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 甲16発明と本件発明1との関係をみても、甲16発明と本件発明1とは、照射面における光のむらを解消することを課題の一部とする点では共通するが、甲16発明は、照度のユラギを改善して照射面全体における照度を均一とすることを目的とし、これに加えて、有効照射巾の拡大のため、縦方向にも光を散乱させることを課題とするものであり、かつ、その結果として、照射面における一定程度の照度の低下はやむを得ないことを前提とし（【実施例】）、これを防止することは解決課題とはしていないのに対し、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散は課題としておらず、かえって、同方向へはほとんど拡散させずに、光を無用に減衰させることなく主に各LEDの並設方向に集光させ、かつ、照度の低下を防止することを必須の課題とするものであるから、両発明の解決課題は全体として異なるものである。それだけではなく、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散はほとんどさせないことにより、光を無用に減衰させることなく集光することを解決手段の1つとするものであるから、これとは逆に、同方向への光の拡散を課題の一部とする甲16発明には、本件発明1を想到することについての阻害要因が存するというべきである。

(2) 甲17発明は、甲16発明で採用されているような光拡散体を従来技術の1つとし、その欠点である光量の確保及び光の異方性の制御を解決課題とするものである。しかし、一方で、甲16発明は、光を制御して一方向のみへ拡散することや、光量の確保を解決課題としていないことは上記のとおりであるから、両発明がその具体的な課題を共通にするとはいえない。また、甲16発明は、照射面の縦方向と横方向の双方向へ光を拡散することを課題とし、双方向に光を散らすことを可能とする光拡散体（散乱シート）を採用するものであるのに対し、甲17発明は、照射面のいずれか一方の方向へ主に光の拡散をしようとするものであり、また、光量を確保しようとするものであるから、甲16発明に甲17発明を適用することを想到することは容易とはいえない。

(3) 審決は、照明の分野において、「光のむらを解消しつつ、光量の確保をする」ことは一般的課題であると認定して、甲16発明においても同課題に基づいて甲17発明を適用することは容易であると判断する。しかし、仮に上記課題が一般的な課題であるとしても、甲16発明が、照射面の縦方向と横方向の双方向へ光を拡散することを具体的な解決課題としている以上、甲16発明に照射面のいずれか一方の方向へ主に光を拡散するものである甲17発明を適用することが容易とはいえないことは、上記判示のとおりである。

以上